様式第2号（第8条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

国頭村長

国頭村重度障害者等通所移動支援事業利用（決定・却下）通知書

国頭村重度障害者等通所移動支援事業実施要綱第8条第1項の規定により、　　　　　　下記のとおり通知します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　決　定 | |  |  |  |
| 対 象 者 | フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏 名 |  |
| 住 所 |  | | |
| 利用施設名 | |  | | |
| 身体障害者手帳 | |  | | |
| 番号 | |
| 決定期間 | | 年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで | | |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ２　却　下 | |  |  |  |
| 却下理由 | |  | | |

注意事項

　　　　１　本事業を利用する際は、この通知書を委託事業者へ提示してください。

　　　　２　本事業を利用する必要がなくなったとき、その他変更事項が生じたときは、

　　　　　速やかに国頭村長へ届け出てください。

　　　　３　決定期間満了後も引き続き本事業を利用しようとするときは、決定期間満

　　　　　了日の1ヶ月前までに申請を行ってください。

（裏）

備考

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して

90日以内に、国頭村長に対して異議申し立てをすることが出来ます（なお、この決定が

あったことを知った日の翌日から起算して90日内であっても、この決定の日の翌日から

起算して1年を経過すると異議申し立てをすることが出来なくなります。）。

1. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、

国頭村を被告として（訴訟において、国頭村を代表する者は国頭村長となります。）処分

の取消しの訴えを提起することが出来ます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが出来なくなります。）。